

滋賀文教短期大学 障がい学生支援に関する基本方針

滋賀文教短期大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神である『「知育」・「徳育」・「体育」の鼎立と調和のとれた人間形成』に基づいた人材養成に取り組んでいます。

「知育」・「徳育」・「体育」とは、それぞれ「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を表しており、本学の教職員及び学生にとって、それらは自身が自立するための柱であるだけでなく、他者に対する行動規範となります。

本学はこの建学の精神に則り、障がいのある学生に対しても、学びの機会を確保するため、合理的な配慮を行うことに努めます。

また、本学に関わる全ての者が、障がいへの理解を深め、尊重し合い、共助の精神を持てるよう研鑽に努めます。

1 目的

本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら学生生活を送ることができるよう支援を行います。また、障がい学生の学ぶ機会を確保し、等しく教育を受けられるよう環境調整を行うことを目的として基本方針を定めます。

2 支援体制

障がい学生への支援は、支援担当を中心に、個別の支援内容や相談対応、学生生活・修学環境づくりについて、教職員が連携して全学的に支援を行います。なお、必要に応じて地域等の支援機関及び専門家とも連携して行います。

3 合理的配慮とは

合理的配慮は、障がいのある人が等しく教育を受けられるよう、大学が必要かつ適当な変更・調整を行うことを言います。これは、個別の状況に応じて必要と判断されるものであり、なおかつ、大学にとって過重な負担とならないものをいいます。

このため、以下の事柄は合理的配慮の意味するところに照らして、合理的配慮にあたらぬ可能性が高いと考えられます。

- (1) 教育の目的、内容にかかわる本質的な変更を伴うこと
- (2) 成績評価の公平性を保証できないような基準の引き下げや卒業要件の緩和
- (3) 本学の現状に照らしたとき、財政・体制面において均衡を失した又は本学にとって過重な負担であるもの
- (4) 本学の本来業務に付随しないもの

過重な負担については、個別の事案ごとに教育・研究等の本学が行う活動への影響の程度や実現可能性の程度、費用負担の程度等の様々な要素を考慮して検討します。本学がやむを得ず過重な負担であると判断したものについては、障がい学生にその理由を丁寧かつ詳細に説明するものとします。これは一方的な通告に終わることがないように、代替措置等の提示も含めて障がい学生、大学双方の建設的対話を通じて、障がい学生からの理解を得られるよう努めるとともに、必要かつ合理的な範囲で支

援します。

4 個人情報の保護と守秘義務

本学が支援をする上で知り得た障がい学生の個人情報を、本人の承諾なく第三者への提供は行いません。ただし、障がい学生への支援を行うなかで必要と本学が判断した場合には、集団守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間で当該学生の情報を共有することができることとします。

5 改廃

学長は、教授会に意見を求め、意見を参考にこの基本方針の改廃を行わなければならない。

附則

本基本方針は、令和4年8月3日から施行する。